

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3322号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 ^{まつむら} 松村 ^{まさお} 雅生）は、本日、次の答申を行い、横浜市長が行った一部開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

「・電子メール「横浜市 公園ジム削除の依頼」（2020年5月15日）・電子メール「【対応のお願い】特定公園」（2020年5月16日）・電子メール「特定公園について」（2021年1月23日）」の一部開示決定のうち「・電子メール「【対応のお願い】特定公園」（2020年5月16日）・電子メール「特定公園について」（2021年1月23日）」に係る部分に対する審査請求についての答申
【答申第3322号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	実施機関
3322	令和6年6月14日	令和6年8月8日	令和6年10月1日	令和6年10月24日	市長

3 対象行政文書、原処分の内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3322	「・電子メール「【対応のお願い】特定公園」（2020年5月16日）・電子メール「特定公園について」（2021年1月23日）」（以下「本件審査請求文書」という。）	<p>一部開示</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第1号に該当</p> <p>・ 個人の氏名及び電子メールアドレス （個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため）</p> <p>・ 電子メールに記載された本文 （開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため）</p>	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
3322	<p>《公園の管理に係る事務について》</p> <p>横浜市では、横浜市土木事務所規程（昭和27年10月達第32号）により、道路、公園、下水道等の維持管理等に関する事務を、土木事務所において取り扱う事務として定めている。港北区内の公園に関して日々寄せられる意見・要望については、港北土木事務所が回答し、維持管理に必要な対応を迅速に実施している。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、特定公園について、令和2年5月16日及び令和3年1月23日に港北土木事務所宛てに送信された電子メールである。</p> <p>実施機関は、本件審査請求文書のうち、個人の氏名、電子メールアドレス及び電子メールに記載された本文を、条例第7条第2項第1号に該当するため不開示としている。このうち、審査請求人は電子メールに記載された本文の開示を求めているため、当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、以下検討する。</p> <p>なお、令和2年5月15日に港北土木事務所から送信した電子メールについては、個人の氏名以外は開示されているため、本件審査請求の対象ではない。</p> <p>《条例第7条第2項第1号の該当性について》</p> <p>本件審査請求文書のうち電子メールに記載された本文には、特定公園に関する港北土木事務所に電子メールを送信した者（以下「電子メール送信者」という。）の見解、港北土木事務所への要望等が具体的に記載されている。これらの情報は、電子メール送信者の人格と密接に関連する情報であり、通常他人に知られたくないものであることから、公にすることにより電子メール送信者の権利利益を害するおそれがあると認められるため、本号本文に該当する。</p> <p>審査請求人は、実施機関の職員が送信した電子メールに本件処分で不開示とした電子メールの内容が含まれていることを踏まえて、本号ただし書アに該当すると主張していると解される。しかし、実施機関の職員が送信した電子メールに、本件処分で不開示とした部分の要旨が含まれていたとしても、開示された部分は電子メール送信者の送信した文言と同一ではなく、このことから直ちに当該情報が公にされているとまではいえない。よって、当該情報は法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないため、本号ただし書アに該当せず、本号ただし書イ及びウにも該当しない。</p> <p>なお、審査請求人は、他の自治体の事例を踏まえ、開示することが妥当と主張していると解されるが、電子メールに記載された本文が本号本文に該当することは上記のとおりであって、この主張は認められない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR7.html>

お問合せ先		
市民局市民情報課長	平賀 匡生	Tel 045-671-3881